

## 道路交通法改正（自転車走行関連）のポイント

平成25年6月14日道路交通法の一部を改正する法律が公布され、公布の日から2年以内に順次施行されます。

### 1 自転車の路側帯通行を道路左側に限定

（公布の日から6ヶ月以内に施行）

現在、自転車などの軽車両は、歩道がない道路の両側にある路側帯のどちらも通行することができますが、改正後は進行方向から見て左側の路側帯しか通行できません。

（罰則：3月以下の懲役または、5万円以下の罰金）



### 2 自転車のブレーキ不良に対する検査・応急措置・運転中止命令等の規定整備

（公布の日から6ヶ月以内に施行）

警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキを備えていないと認められる自転車を停止させ、検査することができます。また、ブレーキの整備不良等が確認された場合には、警察官はその自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置をとることや運転の中止を命じることができます。

（罰則：5万円以下の罰金）

### 3 悪質な違反を繰り返す自転車運転者に安全講習の受講を義務づけ

（公布の日から2年以内に施行）

信号無視や遮断踏切立ち入りなど、交通に危険を及ぼす違反行為を繰り返す自転車運転者に『自転車運転講習』の受講が義務づけられます。受講命令に従わない場合は「5万円以下の罰金」に処せられます。

（但し、14歳未満は対象外です。）